

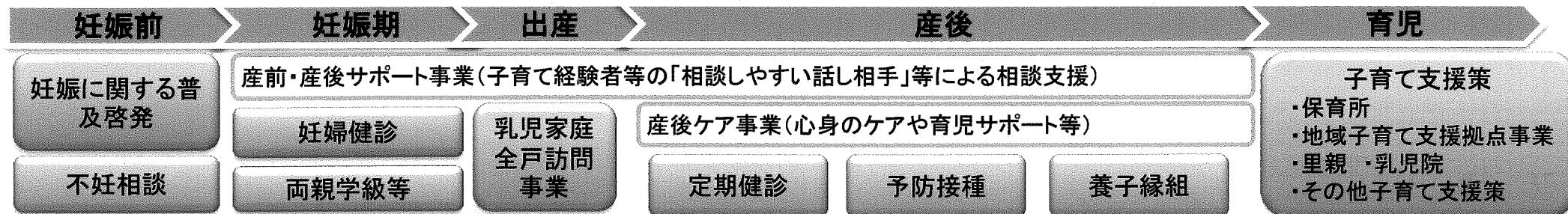
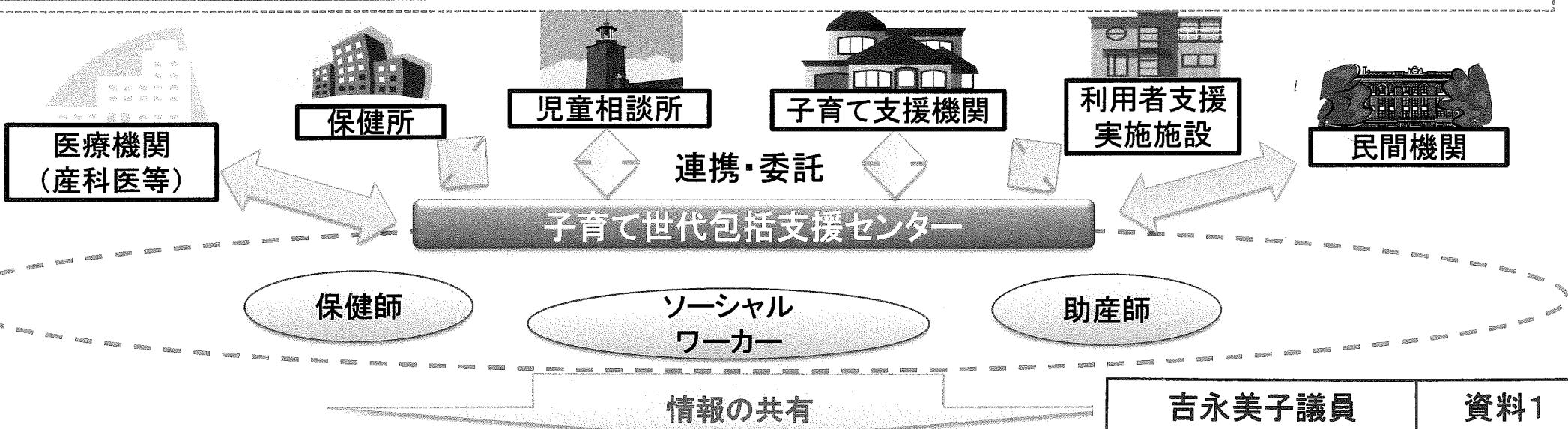
子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世代の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
➤ 平成27年度実施市町村数（予定）：150市町村 ➤ 平成28年度実施市町村数（予定）：251市町村（423か所）

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

地域の実情に応じて、
産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

妊産婦等を支える
地域の包括支援体制の構築



【健康増進課資料】

子育て総合支援センターへ移行予定の母子保健事業参加者数

28.2.26作成

事業名	H26年度		H27年度 (H28. 1月末)	
	実	延べ	実	延べ
妊娠届出	408	408	340	340
マタニティスクール	67	123	60	100
育児学級	75	75	60	60
すぐすぐ相談	162	522	144	410
すぐすぐサークル		549		494
ステップアップ教室	—	—	47	47
幼児健康診査 (上段1歳6か月健診、下段3歳健診)	402 455	402 455	314 311	314 311
母子保健推進協議会研修会・理事会	47	60	40	64

※すぐすぐサークルのみ親子でカウント

地域子育て支援センター事業内容及び参加人数(平成26年度実績)

保育園名	支援センター名	事業の内容					延べ利用人数
		子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	子育てなどに関する相談・援助の実施	地域の子育て関連情報の提供	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)	地域支援活動の実施	
焼野保育園	つくし	・園庭、園舎の開放 ・母親のクラブ活動 おやつ作り、3B体操、創作クラブなど	・随時面接電話での相談 ・子育てに関する本の貸し出し	「つくしたより」の発行 12回	・育児講習・育児講座 ・各季節の行事 ・おやつ作り講習 ・伝承遊び講習 96回開催	近隣児童館へ毎月1回出張 (赤崎児童館・須恵児童館)	4,117人
さくら保育園	ほっぺらぶ	・園庭、園舎の開放 ・親子ふれあい体操、親子で工作 ・わらべ歌、手遊び、読み聞かせ ・親同士で学びあう講座の開講	・電話相談等のほか月2回 主任児童委員が相談受付 ・食育指導員の来園、母親への指導 ・給食試食会の実施、栄養士からの指導	「ほっぺらぶ」の発行 12回	・離乳食等の栄養指導会 ・教育講演会の実施 60回開催	・近隣児童館へ出張(高泊児童館) ・キッズフェスタでのフリーマーケットの開催	4,328人
須恵保育園	須恵ふれあい広場	・園庭、園舎の開放 ・同年齢の親子の交流 ・戸外遊び	・来園、電話による相談・支援 ・遊び場での交流を通しての相談、援助	「ふれあいだより」の発行 12回 掲示などで情報の提供	・子育てに関する講座、親子で楽しめる講座、母親のリフレッシュを兼ねた講座 16回開催	近隣の児童館に出張 (須恵児童館・本山児童館)	4,941人
姫井保育園	はっぴい	・サークル活動 ・園舎、園庭開放 ・手作りの会など母親のリフレッシュ ・園外散歩など	・参加者からの育児相談 ・電話相談、面接相談	「はっぴいだより」の発行 7回	・育児講座の開催 ・情報交換、人形劇、音楽コンサート、体育あそび、ベビーマッサージ講習会など 59回開催	近隣児童館に出張 (小野田児童館・高千帆児童館・有帆児童館)	5,388人
貞源寺第二保育園	ひよこルーム	・専用ルーム、園庭の開放	・会話の中でその都度対応 ・電話での相談	子育てに関する各種チラシや広報誌などを掲示 12回	・季節ごとの親子製作 ・AED講習会、ペアレントトレーニング、人形劇など 19回開催	・公民館への出張 ・貞源寺保育園への出張	4,535人

光市記者発表資料

平成28年2月10日

件名

日本の森・滝・渚全国協議会
「東日本大震災復興支援事業 松苗の床替え作業」の実施について

内容

日本の森・滝・渚全国協議会の東日本大震災復興支援事業において、岩手県陸前高田市の高田松原に植栽するため育苗を進めている松苗の床替え作業を実施するのでお知らせします。

1 日時

平成28年2月18日(木) 13時50分から15時20分

2 場所

光市大字三井地内(別添位置図参照)

3 作業内容

育苗場所の地元である光市立三井小学校3年生児童45名が環境学習の一環として床替え作業を実施します。

※床替えの目的…苗木の成長に応じた生育空間を与えるための密度調整と、根の剪定によって細根の発生を促し地下部の充実した苗木の育成を目的とする。

4 当日のスケジュール

13:50～ (1)市川市長(日本の森・滝・渚全国協議会会長)挨拶

(2)光市林業研究会 森戸芳史会長挨拶

(3)記念撮影

14:00～ (4)作業内容の説明 光市林業研究会 育苗部会 高村和典氏

14:10～ (5)作業実施

14:50～ (6)森林環境学習(山の持つ機能に関する話) 光市林業研究会 前会長 高村恵規氏

15:20 終了

5 悪天候時のスケジュール等の変更について

屋外での作業となるため、悪天候等により、行事の中止やスケジュールの変更を余儀なくされる恐れがあります。取材に来られる場合には、事前にお問合せください。

※東日本大震災復興支援事業

日本の森・滝・渚全国協議会では、東日本大震災で壊滅した岩手県陸前高田市の百選地「高田松原」の再生を目指した「東日本大震災復興支援事業」に取り組んでいます。内容は、全国の会員から松の苗を持ち寄り、陸前高田市の整備時期(平成29年春頃を予定)に合わせて自ら現地で植栽するというものです。

問合せ

担当課 日本の森・滝・渚全国協議会事務局(環境部環境政策課環境政策係)

担当者 中本 智之

電話 0833-72-1400 内線282

世田谷区子ども条例

吉永美子議員

資料5

前文

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることからを定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

(1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。

(2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。

(3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めています。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めています。

2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めています。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めています。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めています。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めいくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めています。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めいくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めています。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めています。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 拥護委員は、3人以内とします。

3 拥護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 拥護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

6 拥護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)の規定により区長が定める額を支給します。

(擁護委員の仕事)

第16条 拥護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援

をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 拥護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 拥護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 拥護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 拥護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 拥護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 拥護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整することができます。

(要請と意見など)

第21条 拥護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請することができます。

2 拥護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 拥護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 拥護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。

7 拥護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 拥護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 拥護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 拥護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

2 拥護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 拥護委員に準じて、第15条第6項と第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくりていくため、地域の中での助け合いに必要なことをうとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雜則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

小牧市地域こども子育て条例の制定について

少子化と高齢化が進む中、核家族化が進み、子育て家庭の孤立化やこども達のコミュニケーション力の低下など、こどもを取り巻く環境も大きく変化しています。こどもの健全な育成を図るためにには、こどもの基本的な生活習慣の定着が重要であり、家庭はその第一義的役割を担っています。しかし、家庭や地域の教育力は低下し、学校の負担はますます大きくなっています。

そこで、こども達のために何をすべきかを考え、地域の力を最大限に活かしながら家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任を再確認するとともに、その役割を果たすことで、一体となって大人もこどもも共に育ちあえる地域づくりを進めることができます。

条例制定の背景と目的

市では、平成26年3月に策定した第6次小牧市総合計画新基本計画においてまちづくりの機軸の1つとして都市ビジョン「こども夢・チャレンジNO.1都市」を掲げ、様々な子育て支援施策の推進に取り組んでいます。また、市の特徴である子育て環境が充実している姿を一層高めるとともに夢やチャレンジの象徴であるこどもたちをまち全体で応援することで、こどもを中心に関連する世代がつながり、暮らしやすく、あたたかいまちとなることを目指して、平成27年5月、「こども夢・チャレンジNO.1都市宣言」を行いました。

こども達を取り巻く環境が変化し、家庭や地域の教育力の低下が懸念される中で、「都市宣言」の理念を実現するには、その理念を市民と共有しながら、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備や、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成する必要があります。条例では、そのための方策や実効性の確保に係わる基本的事項などを定めます。

条例制定の効果

条例制定の効果として次のようなものがあげられます。

(1) こどもの施策の総合的・効果的な推進

こどもに関連した施策を推進していくための法的な基盤が整備され、施策を効果的に推進することができます。

(2) 市全体で子育てを推進する体制の整備

地域ぐるみでこどもの育ちを応援するために、家庭、地域、学校、企業等が相互の連携を図るとともに、子育てに関する市民の意識を高めるなど、まち全体で支援していく体制が整い、地域の教育力の向上につながります。

(3) こどもの権利の理解促進

こどもとともに大人も「こどもの権利」を学び、今まで以上に「こどもの権利」の理解が深まります。



こどもを中心に世代を超えて市民がつながり、あたたかく支え合い、暮らしやすい、魅力あるまちになる。

制定までの流れ

こどもの施策及びこどもの権利に関わり合いの深い部署で構成するプロジェクトチームや、公募市民や学識経験者などで構成する検討会議で検討を進め、パブリックコメントによる市民の意見も取り入れながら、平成28年3月の制定を目指します。

愛知県小牧市HPより抜粋

○守谷市動物の愛護及び管理に関する条例

平成27年3月25日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する動物であつて、人が飼養又は保管(以下「飼養」という。)するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者(所有者以外の者が飼養する場合は、その者)をいう。
- (3) 不明犬 飼い主が判明しない犬をいう。
- (4) 不明猫 飼い主が判明しない猫をいう。
- (5) 不明犬等 不明犬及び不明猫をいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会の実現は、市、市民及び飼い主がそれぞれの役割を果たしつつ、動物は命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを理解した上で、互いに連携を図りながら、人と動物にやさしいまちづくりを実践するものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じ、市民及び飼い主と協力して、これを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物愛護の精神の理解に努めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物が命あるものであることを十分認識するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚し、動物を適正に飼養する責務を有する。

2 飼い主は、動物を終生にわたり飼養するよう努め、やむを得ず当該動物を飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することのできる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 飼い主は、飼養する動物に対し、首輪、名札、体内に埋め込んで使用する個体を識別する器具等により、飼い主の氏名及び電話番号その他の連絡先を明らかにするための措置を講じなければならない。

4 飼い主は、飼養する動物について近隣住民の理解を得られるよう周辺の環境に配慮した飼養を日々心がけるとともに、人と動物の共生ができる、人と動物にやさしいまちづくりに努めなければならない。

5 飼い主は、飼養する動物が逸走した場合は、自らの責任で捜索し、収容しなければならない。

6 飼い主は飼養する動物を屋外で運動させる場合は、飼養する動物を制御できるようにするとともに、飼養する動物のふんを適正に処理しなければならない。

7 飼い主は、日頃から大規模な地震等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における動物の飼養に備えた準備をし、災害時においても責任を持った飼養に努めるものとする。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条に定めるもののほか、飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常時けい留しておくこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 住居その他の建物の内部又は堅固な塀、さく等で囲まれた場所において、人の生命、身

体又は財産に害を加えるおそれがない方法で犬を飼養するとき。

イ 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。

ウ 飼養する犬を制御できる者が、綱等により確実に保持して移動又は運動させるとき。

エ その他規則で定めるとき。

(2) 他人へのかみつき行為を予防するとともに、ふん尿その他の汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。

(3) 飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、第6条に定めるもののほか、飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼養する猫の健康と安全保持の観点及び近隣住民への迷惑を予防する観点から、屋内での飼養に努めること。

(2) やむを得ず屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

(犬及び猫の一時預かり等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる不明犬等の区分に応じ、当該各号に定める場合に限り、規則で定める期間預かること(以下「一時預かり」という。)ができる。ただし、市長が、不明犬等の状態から一時預かりをすることが不適切であると判断した場合は、この限りでない。

(1) 不明犬 市長が不明犬を保護した場合又は不明犬を保護した者から一時預かりを求められた場合

(2) 不明猫 不明猫を保護した者が、不明猫を市長が指定した場所に持参した場合で、当該保護した者から一時預かりを求められた場合

2 不明犬等を保護した者は、前項の一時預かりを求める場合は、当該不明犬等の飼い主の有無について、できる限り確認に努めた上で行うものとする。

3 市長は、一時預かりをした不明犬等について、飼い主への返還に努めるとともに、飼い主が発見できない場合は、新たな飼い主を見つけるための施策を講じ、譲り渡すものとする。

4 市長は、前項の施策を講じたにもかかわらず、一時預かりの期間内に不明犬等について、飼い主へ返還すること又は新たな飼い主を見つけることができなかった場合は、法第35条第3項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき県に引取りを求めるものとする。ただし、当該不明犬等の飼養を希望する者がある場合又は動物の愛護を目的とする団体その他の者に譲り渡すことができる場合は、この限りでない。

(災害時の動物の保護)

第10条 市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置として規則で定める措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、市民、飼い主及び動物の愛護を目的とする団体等と連携し、第4条の規定により講ずる施策について総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。